

私は、2015年からこの裁判の原告になりました。裁判に参加した理由と、たたかってきて思うことをお話します。

私は2013年から生活保護を利用しました。当時私は、大きな病気をいくつも抱えていましたが、経済的な理由から治療を受けられませんでした。保護を利用し手術を受けることができました。保護は本当にありがたい制度だと思っています。

▶保護利用者の実態を伝えたいと原告に

私は、保護の実態を訴え制度改正を求める運動に参加しました。同じ保護利用者として運動に参加していたKさんは、世間の保護制度に対する冷たい仕打ちにもたじろぐことなく、困っている現実をはっきりと訴えておられました。

そうした姿を見て私も奮い立ちました。

しかし、そのKさんは20

14年、自宅で孤独死されました。私は、Kさんの意志を継ぎたいと考えていました。ある時参加した学習会で、「保護を受けている人は白米だけ食べられればいい」という発言があり、大変ショックを受けました。学習会に来るほど保護に関心のある人ですらこのような発言をするのですから、世間はもっと実態を知らないのだらうと思いました。今回の裁判の事を知った時私は、裁判を通じて世間に保護制度や保護利用者の実態を訴えたいと思い参加することになりました。

▶引き下げでゆとりのない生活

相次ぐ保護費の切り下げで、私たちの生活はどんどん苦しくなっています。節約のため、お米はまとめて炊いて、一食分ずつ冷凍しています。作り置きした同じ惣菜を4・5日連続で食

べています。私は医師から「バランスの取れた食事をするように」言われていますが、お金が足りないので、同じものをずっと食べるしかありません。電気代の節約のため、冬場でも暖房の温度をあまり上げずに、衣服を着こんで寒さを凌いでいます。

孫を預かった時におもちゃをねだられても数百円のおもちゃすら買ってやることはできません。一番つらいのは、生活の苦しさのために今までお世話になった人と交流することができなくなっていることです。月に1回くらいは、元気な笑顔で会いたいと思うのですが、喫茶店でお茶を飲むお金もありません。香典が包めないため親しかった人のお葬式に参列することもできません。これ以上保護費が削減されれば、ますます心にゆとりのない生活を送らなければな

らいののではないかと不安に思っています。

保護利用者の実態を伝えたい

原告 小寺アイ子さん 第20期日意見陳述要旨

▶裁判通して偏見なくしたい

原告になってから、生活保護の実態や基準引き下げのでたらめさを世に訴えています。マスコミでも取り上げてくださるようになり、テレビを通じて、知人の方々から「まさか小寺さんが生活保護を受けることになるとは思っていませんでした。生活保護の問題は、いつ自分たちの身に降りかかってくるかもわからない問題だ」という言葉をかけてもらいました。一方で、世間の保護利用者への無理解・偏見は根強く残っています。私も心無い言葉を投げかけられ悲しくなることもあります。保護世帯の実情を、もっと一般の人にも理解してもらいたいです。

私は贅沢を望んでいません。保護利用者が心にゆとりのある暮らしができるように欲しいと思っています。